

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	平成27年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
2	学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について	高校教育課
3	文化財の県指定について	社会教育・文化財課
4	公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課
5	公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課
6	公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課
7	公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課
8	公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課

議案第 1 号

平成 27 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）に
ついての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成 27 年（2015 年）11 月 26 日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 8 1 3 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 1 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け平 2 7 財 政 第 1 1 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)

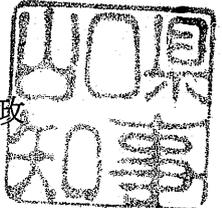
平 2 7 財 政 第 1 1 3 号

平成 2 7 年 (2015年) 1 1 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）

平成27年度山口県一般会計補正予算（第3号）

■歳出予算の補正

款・項・目・事項名	現計予算額	12月補正額	12月補正額の財源内訳				12月補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	134,336,103	5,000	5,000				134,390,626
項) 社会教育費	1,950,721	5,000	5,000				1,955,721
目) 文化財保護費	115,363	5,000	5,000				120,363
事項) 文化財保護対策費	43,026	5,000	5,000				48,026
教育委員会合計	134,396,103	5,000	5,000				134,450,626

■債務負担行為

事 項	期 間	限度額(千円)
山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成28年度から平成32年度まで	187,815
山口県秋吉台青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成28年度から平成32年度まで	281,430
山口県十種ヶ峰青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成28年度から平成32年度まで	317,290
山口県由宇青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成28年度から平成32年度まで	414,342
山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成28年度から平成32年度まで	170,974

1 2月補正予算（案）の概要

1 地方創生交付金を活用した事業

(1) 趣旨

「九州・やまぐちの近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会（8 県 1 1 市）を主体に、地方創生先行型交付金（上乗せ交付金）を活用した新たなインタープリテーション（情報発信・理解促進）事業を実施。

(2) 補正内容等

ア 事業概要

各構成資産の映像・画像や説明テキスト等をコンテンツとしたスマートフォン・タブレット向けのアプリの作成。＜事業主体：世界遺産登録推進協議会＞

事業費：116,240 千円（平成 27 年度）

（財源：各自治体負担 95,000 千円、文化庁補助 20,800 千円、協議会負担 440 千円）

イ 見積額

協議会負担金 5,000 千円（財源：国庫 5,000 千円） ※95,000 千円÷19 自治体

(3) 事業スケジュール

11 月 交付決定、事業開始

12 月 本県負担金支払い

※全体の完成は平成 28 年度

2 債務負担行為

青少年教育施設等について、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間、指定管理者の指定を行うもの。

（単位：千円）

施設名	限度額	備考
油谷青少年自然の家	187,815	更新 公募 5年間
秋吉台青少年自然の家	281,430	更新 公募 5年間
十種ヶ峰青少年自然の家	317,290	更新 単独 5年間
由宇青少年自然の家	414,342	更新 公募 5年間
埋蔵文化財センター	170,974	更新 公募 5年間

議案第2号

学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

学校運営協議会の設置等に関する規則を次のとおり定める。

平成27年(2015年)11月26日

山口県教育委員会

のとする。

(情報の提供等)

第十二条 教育委員会は、協議会に対し、その運営について必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消しの通知)

第十三条 教育委員会は、法第四十七条の五第七項の規定により指定を取り消したときは、速やかに、理由を付してその旨を書面により当該指定の取消しを受けた学校に通知しなければならぬ。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会議の公開)

第九条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 職員の任用に関する事項を議事とする場合
- 二 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合
- 三 会議を傍聴しようとする者は、その旨を会長に申し出なければならない。
- 三 傍聴人は、傍聴に当たっては、静粛を旨とし、議事を妨害してはならない。

(法第四十七条の五第三項の教育委員会規則で定める事項)

第十条 法第四十七条の五第三項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営計画に関する事項
- 二 組織編制に関する事項
- 三 予算の編成及び執行に関する事項
- 四 運営の状況についての評価に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、学校運営について教育委員会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第十一条 協議会は、法第四十七条の五第四項又は第五項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該協議会に係る学校の校長の意見を聴くも

(会長及び副会長)

第六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が当該協議会に係る学校の校長と協議の上、招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(秘密保持義務)

第八条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 指定の期間は、三年とする。

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 法第四十七条の五第二項の任命は、指定を受けた学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、委員は、その所属する協議会に係る学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、解任されるものとする。

(解任)

第五条 教育委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があつたときは、これを解任することができる。

2 指定を受けた学校の校長は、委員について前項に該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

学校運営協議会の設置等に関する規則

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下

「法」という。）第四十七条の五第一項の規定に基づき、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が同項の規定により指定する学校ごとに、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(指定)

第二条 法第四十七条の五第一項の規定による指定（以下この条から第五条までにおいて「指定」という。）は、保護者、地域住民その他の関係者の学校運営への参画を促進し、及びこれらの者の間の連携の強化を図ることにより、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全な育成を行うことができるものと認められる学校について行うものとする。

2 指定を受けようとする学校の校長は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

1 制定の趣旨

県では、「山口県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」において、コミュニティ・スクールの県立高校や総合支援学校への設置を掲げている。また、「県立高校再編整備計画」において、地域と連携し、地域から信頼される学校づくりを一層推進するため、3つの高校をコミュニティ・スクールに指定する方向で検討することとしており、これに伴い、県立高等学校等における学校運営協議会設置のための必要な事項を定める必要があるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、規則を制定するもの。

2 規則の内容

- (1) 教育委員会は、県立高等学校等のうち、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに学校運営協議会を置く。
- (2) 本規則において、指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続、その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項を定める。

3 学校運営協議会の概要

(1) 組織

ア 委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

イ 委員は15人以内

(2) 委員

ア 委員の任期は1年（再任可）

イ 委員に、秘密保持義務を課す。

(3) 所掌事項及び意見の申し出

ア 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、以下に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得る。

(ア) 教育課程の編成に関する事項

(イ) 経営計画に関する事項

(ウ) 組織編成に関する事項

(エ) 予算の編成及び執行に関する事項

(オ) 運営の状況についての評価に関する事項

(カ) その他、教育委員会が必要と認める事項

イ 学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

ウ 学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(4) その他

ア 指定期間は3年

イ 学校運営協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

4 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に関する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

議案第 3 号

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和 4 0 年山口県条例第 1 0 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成 2 7 年（2015 年） 1 1 月 2 6 日

山口県教育委員会

(別紙)

○ 文化財の県指定について

有形文化財（彫刻）

名 称	所在の場所	所有者
木造四天王立像	長門市油谷向津具下3539番地	宗教法人 二尊院

平成27年10月29日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会
会長 阿部 弘和

文化財の県指定等について（答申）

平成27年（2015年）9月17日付け平27教社文第871号で諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり名称を変更して山口県指定有形文化財に指定することが適当であると認めます。

(別紙)

○ 文化財の県指定について

有形文化財（彫刻）

名 称	所在の場所	所有者
木造四天王立像	長門市油谷向津具下3539番地	宗教法人 二尊院

『木造四天王立像』の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 種 別 | 有形文化財（彫刻） |
| 2 | 名 称 | 木造四天王立像 |
| 3 | 概 要 | <p>四天王は持国天、増長天、広目天、多聞天の4体からなる。本四天王像は木造（ヒノキ材）、寄木造で、彩色（持国天の身色は緑青、増長天は朱、広目天は白、多聞天は青）される。像高は持国天58.7cm、増長天54.8cm、広目天56.5cm、多聞天57.4cm。二尊院の本尊である木造釈迦如来立像・木造阿弥陀如来立像（いずれも重要文化財）の四隅を守る形で安置されている。室町時代の修理願文から、弘安年間（1278～87）頃の作と考えられる。</p> |
| 4 | 所在の場所 | 山口県長門市油谷向津具下3539番地 |
| 5 | 所 有 者 | 宗教法人 二尊院 |
| 6 | 価 値 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉時代に流行した「大仏殿様四天王像」（鎌倉時代初期に造立された東大寺大仏殿の四天王像に類似した像）と体勢・身色・持物などがほぼ一致する本県唯一の例で、当地方と畿内との関係が類推でき、資料的価値が高い。 ・ 室町時代の修理願文から、弘安年間の造立であり、本尊の釈迦如来立像・阿弥陀如来立像（文永3～5年（1266～68）の作）と大きく違わない造立時期であることが判明している。 |

議案第4号

公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）の
意見の申出について

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成27年（2015年）11月26日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 8 1 3 号

平成 2 7 年(2015年) 1 1 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け平 2 7 財 政 第 1 1 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)

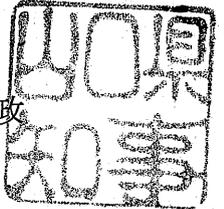
平 2 7 財 政 第 1 1 3 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 1 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

平成27年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県油谷青少年自然の家
- 2 指定管理者 下関市貴船町2丁目14番28号
株式会社FEEL
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県油谷青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 下関市貴船町2丁目14番28号

(指定管理者名) 株式会社F E E L

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

平成27年9月16日から平成27年10月19日までの間、応募を受け付けたところ、2団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、株式会社F E E Lを候補者に選定した。

議案第5号

公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）の
意見の申出について

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成27年（2015年）11月26日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 8 1 3 号

平成 2 7 年(2015年) 1 1 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け平 2 7 財 政 第 1 1 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)

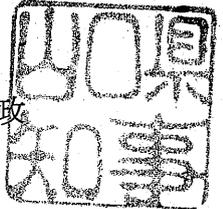
平 2 7 財 政 第 1 1 3 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 1 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

平成27年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県秋吉台青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県秋吉台青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

平成27年9月16日から平成27年10月19日までの間、応募を受け付けたところ、1団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとづくり財団を候補者に選定した。

議案第6号

公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
の意見の申出について

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成27年（2015年）11月26日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 8 1 3 号

平成 2 7 年(2015年) 1 1 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け平 2 7 財 政 第 1 1 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)

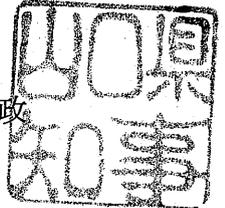
平 2 7 財 政 第 1 1 3 号

平成 2 7 年 (2015年) 1 1 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

平成27年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県十種ヶ峰青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県十種ヶ峰青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関する事。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更する事。
- (3) 施設の使用の許可をする事。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒む事。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 非公募とした理由

公益財団法人山口県ひとづくり財団は、これまでの管理実績をもとに十種ヶ峰の豊かな自然等を活かした利用促進の取組みなど、利用者のサービス向上と安定した管理運営を行うことができる。

また、十種ヶ峰青少年自然の家を拠点とした長期自然体験活動や森のチャレンジコースを活用したアスピーなど専門的プログラムを安全かつ適切に提供していく上で、専門性の高い人材である「安全管理者」及び「指導職員」を備えた組織体制を確保できる団体は公益財団法人山口県ひとづくり財団において他にないことから、公募によらない指定とした。

(2) 審査

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)により事業計画書の内容やヒアリングを基に審査した結果、公益財団法人山口県ひとづくり財団は、指定管理者として適格であると判断した。

議案第7号

公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）の
意見の申出について

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成27年（2015年）11月26日

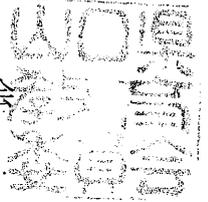
山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 8 1 3 号

平成 2 7 年(2015年) 1 1 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け平 2 7 財 政 第 1 1 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)

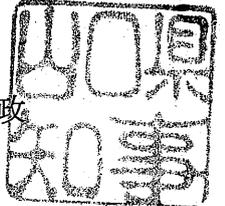
平 2 7 財 政 第 1 1 3 号

平成 2 7 年 (2015年) 1 1 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

平成27年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県由宇青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県由宇青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとつくり財団

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

平成27年9月16日から平成27年10月19日までの間、応募を受け付けたところ、1団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとつくり財団を候補者に選定した。

議案第 8 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）の
意見の申出について

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成 27 年（2015 年） 11 月 26 日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 7 教 政 第 8 1 3 号

平成 2 7 年 (2015 年) 1 1 月 2 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付け平 2 7 財政第 1 1 3 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)

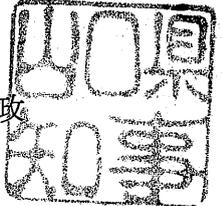
平 2 7 財 政 第 1 1 3 号

平成 2 7 年 (2015年) 1 1 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 2 7 年 1 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 3 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 4 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 5 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

平成27年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県埋蔵文化財センター

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島 1 0 6 2 番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 埋蔵文化財を保護するために必要な業務に関する事。
- (2) 開館日以外の日を開館し、又は臨時に閉館すること。
- (3) 開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (4) 文化財資料の利用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

平成 2 7 年 9 月 1 6 日から平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日までの間、応募を受け付けたところ、1 団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県埋蔵文化財センター指定管理者選定委員会 (委員長 渡辺 一雄 / 梅光学院大学教授) による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとづくり財団を候補者に選定した。

報告事項

番号	件名	主管課
1	平成28年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教職員課
2	平成28年度(2016年度)山口県立学校職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の結果について	教職員課
3	平成28年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高校教育課

報告事項 1

平成28年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。

2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

報告事項 2

平成28年度(2016年度)山口県立学校職員（実習助手・寄宿舎指導員） 採用候補者選考試験の選考結果について

教職員課

記

1 概要

実習助手志願者64人のうち、57人が受験し、選考の結果、6人を採用候補者名簿の登載予定者としました。寄宿舎指導員については志願者17人のうち、16人が受験し、3人を登載予定者としました。倍率は、実習助手が9.5倍、寄宿舎指導員が5.3倍となりました。職種、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登載予定者数、倍率等は、次のとおりです。

職種	選考区分	志願区分		志願者数	受験者数	登載予定者数	倍率
					A	B	A/B
実習助手	一般選考	普通教科		41 (41)	36 (32)	2 (2)	18.0 (16.0)
		農業	農芸化学・食品系	8 (-)	8 (-)	1 (-)	8.0 (-)
		工業	機械系	9 (12)	7 (10)	2 (3)	3.5 (3.3)
			化学工業系	3 (-)	3 (-)	1 (-)	3.0 (-)
	身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ		3 (3)	3 (2)	0 (1)	- (2.0)
	合計			64 (65)	57 (52)	6 (9)	9.5 (5.8)
寄宿舎指導員			17 (7)	16 (7)	3 (2)	5.3 (3.5)	

注 ・ () 内の数字は、昨年度のもの。

・昨年度分の合計については、昨年度実施した志願区分の人数等を合計したものであり、本年度実施していない志願区分を含む。

2 その他

教員採用予定者と同様、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を、12月27日(日)、28日(月)に実施します。

平成28年度（2016年度）山口県立学校職員（実習助手・ 寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	2人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		農業	農芸化学・食品系	1人程度	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		工業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			化学工業系	2人程度	
	身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ	
寄宿舍指導員	/		2人程度	特別支援学校の寄宿舍における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

2 受験資格

昭和41年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
実習助手（農業・工業）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

平成27年9月24日（木）から10月7日（水）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期 日 平成27年11月1日（日）
- (2) 場 所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舍指導員
教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（農業・工業）
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日 時 平成27年11月26日（木）午前9時
- (2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場 所 山口県庁インフォメーションプラザ
山口県教育委員会の教職員課のホームページ

報告事項 3

平成28年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者

イ 平成28年3月中学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

募集は、第一次募集、推薦入学、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科について実施する。

なお、体育コースは、学科として取り扱う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

ア 志願登録の期間 2月12日（金）から2月17日（水）午前10時まで

イ 出願の期間 2月22日（月）から2月25日（木）午前10時まで

ウ 学力検査 **3月 8日（火）**

エ 選抜結果の発表 3月16日（水）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割

右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において、平成28年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査、学校指定教科検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。
- イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月28日(木)から2月2日(火)午前10時まで
- イ 面接等の実施日 **2月9日(火)**(2月10日(水)にも行うことが可能)
- ウ 選抜結果の通知 2月17日(水)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

- ア 平成28年3月中学校卒業見込みの者
- イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。
- ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

ア 出願の期間 1月28日（木）から2月2日（火）午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 9日（火）**（2月10日（水）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月17日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を平成28年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

5 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月16日（水）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

全日制課程 3月17日（木）～3月22日（火）午後2時まで

定時制課程 3月17日（木）～3月25日（金）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月23日（水）

定時制課程 3月28日（月）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月24日（木）正午

定時制課程 3月29日（火）正午

(3) 応募資格

平成28年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び平成28年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び平成28年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（月）から2月12日（金）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月2日（水）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月10日（木）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月10日（木）から3月16日（水）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月10日（木）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月17日（木）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月22日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

意見交換

番号	件名	主管課
1	世界スカウトジャンボリーの成果を活かした本県教育振興の取組について ※別冊資料	世界スカウトジャンボリー開催支援室